

小児慢性特定疾病医療給付制度における 指定医療機関の申請手続きについてのお知らせ

- 平成27年1月1日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、指定医療機関等（病院・診療所・薬局・訪問看護事業者）で受けた保険診療において、小児慢性特定疾病に係る医療費の給付を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要になります。
川口市内に所在地がある医療機関等の指定の申請窓口は、川口市になります。

【指定医療機関の要件】（法第19条の9）

- 1、2のいずれも満たしていること
 - 1 以下の医療機関であること
 - 保険医療機関 ○保険薬局 ○健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 2 法第19条の9第2項で定める欠落事項に該当していないこと。

【指定医療機関の責務】（法第19条の11、第19条の12・法第19条の13）

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- 診療方針は健康保険の診療方針の例による。
- 小児慢性特定疾病医療費給付に係る医療の実施に関し、都道府県知事等（川口市長）の指導を受けなければならない。

【申請手続き等について】

「川口市小児慢性特定疾病指定医療機関指定申請書」を提出してください。開設者が法人である場合は、氏名、役職名を記載した役員名簿を併せてご提出ください。

問い合わせ及び申請先

〒332-0026 川口市南町1-9-20

川口市保健所健康増進課 給付係あて

048-256-1135

【その他留意事項】

- 指定年月日は、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日になります。（申請日が申請月の初日の場合のみ、申請された当該月からの指定可。）
- 指定後、川口市から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定後、医療機関等の名称及び所在地を川口市のホームページに公表します。
- 指定の有効期間は6年間です。